



(今日は61年9月21日から10月20日まで)に届出を済ませられたものです。

うぶごえ (出生)

あかちゃん	誕生月日	保護者	住所
鈴木 智	9.13	伸一 明	和6
木藤 徹	9.20	敏一 男	和3
伊部 崎	9.21	一 勇	西中室
堀石 本	10.4	登 力	岩室曾
堀内 正	10.7		和12
子 哉	10.8		
子 哉			
子 哉			
子 哉			
子 哉			

おめでた (結婚)

結婚した人	前住所	新住所
近藤 秀幸	西長島	西長島
藤福 健	島岩室	島岩室
石崎 純	岩室市	岩室市
堀越 敏重	新石和	新石和
三富 とし	柴中之	柴中之
山崎 純	口上	口上
藤田 (村山)	新市	新市

おくやみ (死亡)

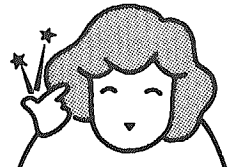
氏名	年齢	死亡月日	世帯主	住所
川崎 コヨ	83	9.21	徳一	夏井7
佐野 竹雄	69	9.30	キク	和11
治田 七枝	91	10.3	三郎	和8
佐藤 一キヨ	60	10.6	高藏	和8
高村 一キヨ	79	10.18	勲三	池金

(敬称略)

おめでたおみやみ

暮らしの健康

「疲労回復のために」



新・シリーズ(8)

文責 / 保健婦

わたしたちは、毎日の生活や仕事などから精神的、肉体的なストレスを受け続けており、それも疲労の一つになっています。こうした疲労を速やかに回復するためには、どんなことをしたらよいのでしょうか……。

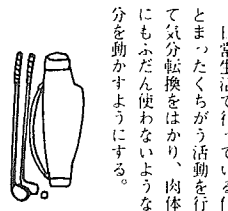
●趣味を持つ
ストレスを解消する簡単な方法は、ストレスそのものをほかに手に入りやすいものなどで肩代わりをすることです。おいしい食事をとる、ショッピングをする、パチンコ、マージャンをするなどがあげられますが、これらは一時的なもの。それよりも、どんなにいやなことがあっても、これさえやっていたらいつでもご機嫌というも

1 消極的休養法



疲労した器官や組織の活動を休ませて、疲労の回復を待つ。

2 積極的休養法



日常生活で行っている仕事とまったくちがう活動を行って気分転換をはかり、肉体的にもからだを使わないような部分を動かすようにする。

八時間寝ることが、疲労を取り去り健康と美容を保つ第一の秘訣です。七時間以下の日が、いろいろなる理由で、長く続くと疲労が蓄積して、頭が重く、病氣や事故の元になりかねません。同じ八時間の睡眠でも、夜十二時前に寝ると、十二時を過ぎても床につくのでは、睡眠効果がグンと違います。十二時間の一時間は、それ以後の二時間にも匹敵するといわれます。床の中で静かに目を閉じて休んでいるだけでも効果がありません。このほかに、いろいろな疲労回復の方法がありますが、自分に合った一番よい方法を見つけ、疲労をためないようにしましょう。

クレジット時代

これだけは知っておこう

訪問販売に来たセールスマンに勧められ、一ピン五百グラム入りの健康食品一ダースを割賦によって買う契約をしました。しかし、送られてきた品物を一ピン開けて食べたところ、話に聞いていたのと味が違います。早いうちに契約を取り消したいのですが、クーリング・オフ制度は利用できません。

クーリング・オフとは、訪問販売で、商品の購入申し込みまたは契約を交わしてから七日間以内なら、無条件で申し込みの撤回や契約の解除ができる制度です。この場合、購入者が販売業者に書面(ハガキなど)によって契約解除を申し出るにより、効力が発生します。

消耗品の場合は要注意

クーリング・オフ制度は、「割賦販売法」で指定された商品であれば適用されますが、現金で

購入した場合や営業所等で申し込んだ場合は適用されません。また、通常の状態であればクーリング・オフは可能ですが、次のような消耗品を購入し、使用または消費した場合はクーリング・オフができません。

クーリング・オフ

使用すると

契約解除できない場合も

①健康食品 ②反物 ③履物 ④コンドーム ⑤化粧品(割賦による契約でない場合は、一部商品が異なります)

したがって、ご質問の健康食品は、開けて食べたものについてはクーリング・オフはできませんが、残り十一ピンについてはクーリング・オフが適用されます。それが、商品としての価値を失っておらず、しかも通常買う場合は一ピンを単位にするときみなされるためです。

巧みに客に使用させる悪質な手口も

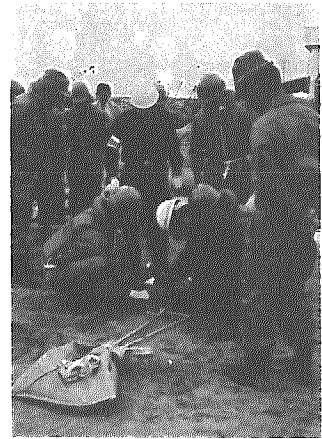
中の商品がひとつでも使われると全体の価値が無くなるような場合は、クーリング・オフが適用されないこともあります。ただし、ふたを開けると香りが失われる化粧品などは、未使用でもふたを開けただけでクーリング・オフできない場合があります。

業者のなかには、巧みに勧めて客の手でふたを開かせ、もう他には売れないからと契約を迫るといった悪質な手口を使うものもありますから気をつけてください。このような場合は、消費者が自らの意志による使用または消費ではないのでクーリング・オフが可能です。クーリング・オフができるかどうかの判断が難しい場合も、とりあえず期間内に手続きを済ませましょう。

販売業者との話し合いがつかなかったりトラブルが発生したようなときは、県の消費生活センター(新潟市新光町四番地一 新潟県庁西回廊二階 ☎〇二五〇四一九六)へご相談を。

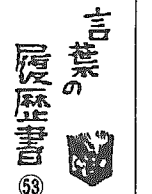
本番さながらに……

間瀬漁港で海難救助訓練



先月8日、新潟西蒲救難所(間瀬漁協、巻町漁協などで組織)の海難救助員の救助訓練が間瀬漁港で行われました。全員がユニホームを着用し、第九管区海上保安本部の指導員から説明を受けながら、救助訓練の実習をしました。とくに、救助索発射訓練は実弾使用とあって、みなさん真剣に取り組んでいました。

相槌を打つ



相手の話調子を合わせることを「相槌を打つ」といいます。これは金属を槌で打ち鍛えて、いろいろな器具を作る「鍛冶」という職業から出た言葉です。鍛冶は「金打ち」から転じたもので、カナウチーカヌチーカンジーカジと変化しました。刀剣を鍛える刀鍛冶では師匠と弟子、農具や蹄鉄などの生活用具を作る鍛冶屋では親方と徒弟が、二人向き合って代わる代わる槌を打ち下ろします。相手の槌に調子を合わせるところから「相槌を打つ」という言葉が生まれました。

「しばしもやまずに槌打つ響き」で始まる「村の鍛冶屋」は、大正初年にできた小学唱歌で、その一節に「槌の風さえ息をもつがず」という文句があります。槌は火を起すために風を吹き送る装置。旧暦十一月八日の鍛冶屋のお祭りには「槌まつり」と呼ばれました。

鍛冶屋という職業が見られなくなり、小学唱歌も教科書から消えましたが「相槌を打つ」という言葉は、語源を知らなくても使われているようです。